

# 広島県廿日市市立七尾中学校生徒指導規程

## 第1章 総則

本規程は、廿日市市立七尾中学校で学校教育を受ける生徒の人格の完成と健やかな成長を願い、義務教育終了までの見通しを持った指導について、小中連携を踏まえ、生徒・保護者・地域の方々・教職員が共通認識・共通実践を図るためのものである。

本規程及び生徒指導の内容や方法を共通認識することによって、生徒の問題行動等の未然防止を図り、生徒が安心・安全な学校生活を送ることを可能にすることにより、生徒が確かな学力を身に付けることに通ずるものである。

### (目的)

第1条 この規程は、廿日市市立七尾中学校の学校教育目標を達成するためのものであるとともに、生徒指導の目標である生徒に自己指導能力を育成するためのものである。

また、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第2章 学校生活に関すること

### (生徒手帳)

第2条 生徒手帳は、生徒が学校のルールを日頃から自主的に確認しやすいように、必ず携帯するものとする。

### (登下校)

第3条 登下校については、生徒の安全を考え、次のことを指導する。自宅を出て、自宅に帰るまでを学校の教育活動とする。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校する。

○交通ルール・マナーを守って、安全に登下校する。

○歩道を広がらず端に寄って歩く。

○自転車通学者は、必ずヘルメットを正しく着用し、並列せず1列で走行する。

○バス通学者は、他の乗客に迷惑をかけないように乗車マナーを守る。

○出会った人に、気持ちのよい挨拶をする。

○校門に入る前に、もう一度身だしなみを確認する。

○朝読書を徹底するために、8時15分までに校門を通過する。

○下校時間を守る。

○バイパスを横断するときは地下道を通る。

2 登校は、8時15分には校門を通過し、8時20分までとする。朝会のある日は、8時15分までに整列完了し、8時20分に開始する。

3 通学は原則徒歩とする。遠距離通学者については、自転車通学の許可願を提出し、許可されれば通学できる。また、申請の上、バス定期券学割証明書の交付を受けることができる。

4 自転車通学者証明書発行者の通学範囲は、直線2.5km(実測3.0km)以上とする。

※自転車は、競輪用スタイルで前かがみにならないと運転できないものや腰かけて両足が地面につかないものは、使用しない。登校後、施錠を忘れないようにする。

※自転車通学が認められている者は、学校にストーブが設置されている期間(冬季)のみ、自転車通学をしている時、ウィンドブレーカーを着用し防寒をしても構わない。但し、登下校の自転車運転時に限ること。ウィンドブレーカーは、部活動(運動部)で着用されて

いるような類のものとし、色は白、黒、紺、グレーとする。または、それと同色・同型のものを着用してもよい。自転車置き場で必ず脱ぎ着を行うこと。運動部でウィンドブレーカーを購入する生徒は、そのウィンドブレーカーを着用しても構わない。

5 バス定期券学割証明書発行者の通学範囲は、直線 2.5 km（実測 3.0 km）以上とする。通学距離にかかわらず、バス通学（利用）をしてもよいが、上記通学範囲未満の者については原則としてバス定期券学割証明書の発行は行わない。

6 学習に不要なものは、学校にもってこない。

7 登校後は、学校の活動が終わるまで校外に出ない。（午後から部活動を行う場合は、給食がない場合、弁当を持参する。弁当を食べる場所は、原則自分のクラスとし、部室等では食べない。）

8 登下校中には、買い食いや寄り道をしない。

9 授業のある日は、通学バックで登校する。

○通学バッグのファスナーはきちんと閉める。

○通学バッグには、特に何もつける必要はないが、他者の通学バッグとの間違いを防ぐための手立てとして、派手でない大きさ 5 cm 以内のキーホルダーを 1 個つけてよい。

○通学カバンに入らない場合は、サブバッグを利用する。（授業がない場合は、サブバッグのみで登校してもよい。）

10 下校時間（完全に校門から出る時間）

○活動のある生徒

夏 期 （ 3 月 ～ 9 月）…………… 1 8 : 0 0

移行期Ⅰ（ 2 月・1 0 月 ）…………… 1 7 : 3 0

Ⅱ（ 1 月 ）…………… 1 7 : 1 5

冬 期 （1 1 月 ～ 1 2 月）…………… 1 7 : 0 0

○活動のない生徒…………… 1 7 : 0 0

○ただし、大会及びコンクール等がある場合は、部活動規程に示されている通り、校長の承認のもと、その 1 週間前から、上記の活動時間を、30 分延長して活動することを認める。

○文化部は文化祭の 1 週間前から 30 分間延長できる。

（遅刻・欠席・早退・外出・見学）

第 4 条 遅刻・欠席・早退・外出については、生徒の安全を考え、次のことを指導し、生徒が望ましい生活習慣づくりを行うことができるようにする。

2 平日の早朝練習は、顧問の先生の指示のもと活動し、特別な事情がない限り 7 時 20 分までは登校したり、校門付近等で待ったりしない。

3 休日の練習は、顧問の先生の指示のもと活動する。

4 欠席や遅刻をする場合は、保護者が学校に確実に連絡をする。また、遅刻して登校した場合は、職員室に報告してから、授業教室へ行く。

5 事前に遅刻・欠席・見学・欠課・早退・外出をすることが分かっている場合は、生徒手帳に理由を書き、保護者に押印してもらったものを学級・教科担任に提出する。

6 保健体育科等更衣を必要とする教科の見学は、授業と休憩時間との明確な切り替えを行い、安全を確保するため、原則体操服で行うものとする。但し、更衣が困難な骨折等の特別な場合は、この限りではない。体操服などを忘れて見学を行う場合は、生徒自らもしくは教

員が保護者と連携をとる。

(頭髪)

第5条 頭髪については、生徒の健康や安全等を考え、次のように指導する。頭髪は故意に手を加えることや流行を迫うことはせず、中学生として極端な髪型は避け、学習や運動を行う際に、安全でふさわしい、清潔な髪型にする。

○前髪は、視力低下等を防ぐために、まゆ毛より出ない程度にする。

○髪が肩にかかるようになったら、ゴムでくくる。

○ゴムの色は黒・紺・茶色のものとし、視力の低下を防いだり、髪が横からたれたりしないようにする目的で、黒の玉つきピンを2本まで使用できる。安全上、授業などでピンをはずすなどの指導があった場合は、はずし、各自管理を行う。

○男子で髪が耳や襟にかかる場合は、切るようにする。

2 パーマ・脱色・染色（茶髪・金髪など）をしない。

3 整髪料はつけない。

4 ドライヤー等の過度の使用は、髪の色を変色させる可能性があるため、家庭で使用する際、気をつける。

5 頭髪違反のうち、違反内容が重大（染色や段カット等の髪型）な場合、保護者と連携のもと、直して再登校等を行う。

(服装)

第6条 制服等、身なりについては、生徒の健康や安全を考慮し、次のことを指導する。

名札は、必ず胸の位置につける。（学年カラーは黄色・青色・緑色）

名札は、教室に入室後つける。登下校中は、安全を確保し、みだりに個人名を知られることのないように名札はつけない。

2 服装については本校指定の制服を正しく着用する。

○転入生の制服については、しばらくは前校のものでもよい。（状況によっては、前校のものを使用してもよい）

○事情により、既成の制服が着用できない場合は、先生に相談する。

3 制服は、指定店で購入する。（本校指定の制服を販売）

○指定店は次のとおりとする。

夏服……………七尾中売店、キョーリツ

冬服……………七尾中売店、いとや

4 冬期（10月～5月） 夏期（6月～9月）の制服

○6月1日の前後約1週間と10月1日の前後1週間を冬服と夏服の移行期間とする。

（ただし、その年の気候によって、変更する場合がある。）

[男子]

○上衣 冬期……………紺のブレザー（エンブレム付き）、ボタンは本校指定のもの。

ネクタイ（紺地にエンジの七尾の校章入り）

制服の下には白のカッターシャツ（同色・同型なら可）

夏期……………白のポロシャツ（袖もとにNの刺繍入り）

- 下衣 冬期……………グレンチェックのスラックス (ワンタック)
- 夏期……………グレンチェックのスラックス (ワンタック)
- ※冬期のものを1年間通して着用してもよい。

[女子]

- 上衣 冬期……………紺のブレザー (エンブレム付き), ボタンは本校指定のもの。  
リボン (紺地にエンジの七尾の校章入り)  
制服の下には白のブラウス (同色・同型なら可)
- 夏期……………白のポロシャツ (袖もとにNの刺繍入り)
- 下衣 冬期……………グレンチェックのプリーツスカート
- 夏期……………グレンチェックのプリーツスカート
- ※冬期のものを1年間通して着用してもよい

[男女共通]

- カッターシャツやポロシャツ, ブラウスの下は, 派手な下着にしない。
  - カッターシャツやブラウスの袖は, まくらない。カッターシャツやブラウスの襟や胸元のボタンは, しっかりと留める。  
シャツはズボンやスカートから出ないように, しっかりと中に入れる。
  - ボタンは, 全て留める。
  - 夏服のときは, ズボンやスカートのベルトが見えるようにする。男子のズボンは, ずらしてはかないようにし, ベルトはしっかりとめる。男子のベルトは, 幅が2~3cm程度, 色は黒・紺・茶・灰色で, ロゴや模様のないものとする。
  - 女子のスカート丈については, 膝頭が見えない丈にする。
  - 靴下は, 白のスクールソックスとする。(ワンポイントは可, メッシュ・くるぶしソックスは不可)  
靴下の長さは, くるぶし頭から7cm以上とする。
  - 気候によっては, 制服の下に本校指定のセーター・カーディガン・ベストを着用してもよい。色は黒, 紺, グレーとする。または, それと同色・同型のものを着用してもよい。セーター・ベスト・カーディガンは, 制服からはみ出さないようにする。
  - 手袋は, 校舎でははずす。
  - マフラーやネックウォーマーの色は, 黒, 紺, グレー, 白を基調とし, 長すぎるものは禁止とする。校舎内でははずす。
- 5 通学用シューズは, 白のひも付き運動靴とする。ワンポイントやラインも不可。ハイカットの靴は不可。安全のため, かかと踏まずに履く。
  - 6 上履き・体育館シューズは学校指定のものを使用する。
    - 必ず記名し, 落書きをしない。
    - 体育館シューズは体育館のみで使用すること。
    - 体育館シューズを履いてもよい場所は, 体育館フロアー, 体育館内通路, 入口のすいたの上のみである。
  - 7 口紅 (色つきや匂いつきリップクリームを含む), マスカラなどの化粧類を使用しない。
  - 8 マニキュア等の爪や体への装飾をしない。
  - 9 ピアス, 指輪, ネックレス, ブレスレット, サングラス, カラーコンタクト, ミサンガ等

の装身具をつけない。

10 ありのままの自分を大切に、まゆ毛はそり落としを含め、加工しない。また、まつ毛の加工をしない。

※服装や身だしなみについては、イラスト（15・16ページ）で詳細を示す。

11 校内外の学習活動及び登下校時は、学校の定める制服（服装）を正しく着用する。忘れ物を取りに登校する場合も制服を着用する。休日や長期休業中の部活動で登校する場合は、顧問の先生の指示のもと、部活動で認められている服装で登校してもよい。その際も通常の登下校時と同様のルールを守るものとする。

#### （持ち物）

第7条 持ち物については、生徒の安全を守り、生徒が学習に集中できるように次のことを指導する。学習や部活動等に必要のない物は持ってこない。

2 飲み物は、お茶または水を持参する。熱中症を予防するために、十分な水分補給を行う。ペットボトルからたれたしずくによって、体育館で転倒事故を防止するために、原則水筒を持参する。ペットボトルを使用する際には、「ペットボトル使用時のルール」（平成27年度生徒会制定）を守ること。部活動等で指示があった場合は、熱中症防止のため、スポーツドリンクを持参し水分補給をしても良い。その際、必ず顧問の指示を守ること。

3 学校指定の帽子（白）を着用してもよい。帽子は売店で販売している。必ず購入しなければならないものではない。体育などで日差しが強いときに帽子の着用を望まれる場合には、利用しても良い。また、運動部で使用が認められ、部活動で着用している帽子を使用してもかまわない。

4 制汗スプレーについては、無香料のもののみ使用する。

※使用状況が悪い時には、使用そのものを見直すものとする。

5 使い捨てカイロは持参してよいが、責任を持って持ち帰る。

6 生徒の安全のため、携帯電話や情報通信機器、カメラ、カードやゲーム類、マンガ、化粧品、お菓子、装飾品、カッターナイフ、はさみ等の危険物、その他学校での学習活動に必要なでないものは、持参しない。学習に必要なはさみなどは学校で貸し出すものとする。違反があった場合、学校で預かり保護者へ返す。継続する場合や、事実が重大な場合は、特別な指導を行う場合もある。

#### （校内の生活）

第8条 校内の生活については、校訓「感・考・行」の実現をめざし、「時を守り」「場を清め」「礼を正す」ことを大切にしながら、次のことを指導する。

#### 2 あいさつ

○相手意識を持ち、校内や登下校において、お互いに気持ちの良いあいさつ・会釈をする。

○授業や行事・集会・部活動等では、礼儀正しく大きな声であいさつをする。

○職員室や保健室に入るときには、きちんと礼をして、用件をしっかりと伝える。

#### 3 朝の会（1日を落ち着いて始めるための大切な会です。）

○カバン等は、必ずロッカーに入れる。

○机の縦・横を揃える。

- 静かに席につき，8時20分には朝読書を始め，8時30分には終わる。
  - 朝の会の始めと終わりの挨拶は，元気よく大きな声です。
  - 保健委員は，健康観察を行い，健康観察簿に記入し，担任のサインをもらい速やかに保健室へ持って行く。
  - 先生の話や委員会等の連絡等は，しっかりとした傾聴姿勢で聞く（手は膝に置く）。
  - 終わりのチャイムが鳴るまで教室を出ない。
- 4 朝会（学校朝会・生徒朝会・学年朝会は学校や学年全体で意識統一を図る大切な会です。）
- 身だしなみを整えてクラス廊下に，出席番号順に整列し，静かに移動する。
  - 8時15分には，身だしなみを整え，朝会隊形に整列をする。
  - 集合整列は，私語をせず3年1組を基準に縦・横を揃えて整列をする。
  - 学級委員は出欠席の確認，保健委員は健康観察を行い，担任に報告をする。
  - 挨拶は，元気よく大きな声です。
  - 先生方の話は，背筋を伸ばして体を向けて聞く。
- 5 授業（授業は一人一人が成長する最大の場！）
- 自己の生き方をしっかり考え，目標を明確に持ち，授業に前向きに取り組む。
  - 授業開始2分前には，身だしなみを整え席につき，授業の準備をしてチャイムを待つ。
  - 机の縦・横を揃える。
  - 授業の始めと終わりの挨拶は，元気よく大きな声です。
  - 先生や発言者の話は，しっかりとした傾聴姿勢で聞く。（手は膝に置く）
  - 授業中は，集中して取り組む。
  - 移動教室の時は，消灯・施錠をして移動をする。
- 6 休憩時間（休憩時間を上手に使い，次の時間の準備をしっかりと行おう！）
- 廊下等で先生方や来客者に会った場合は，しっかりと挨拶をする。
  - 許可なく，校外へは出ない。
  - 他学年の教室階には行かない。
  - 他の教室（自分の教室以外）への出入りはしない。
  - 廊下や教室内で走ったり，ボール遊びなど危険なことは絶対にしない。
  - 給食開始時間の12時50分には遅れない。
  - 昼休憩は，5分前の予鈴で速やかに次の授業の準備へうつる。
- 7 保健室の利用
- 保健室の利用に関しては，「保健室利用のきまり」に準ずる。
- 保健室を利用する時は，教科担に連絡カードにサインをしてもらい許可を得る。授業途中で早退をすることとなった場合は，保健室で「連絡カード」に記入してもらい教科担任にわたす。
  - 保健室の利用時間は，1時間を限度として，体調の回復が見込めない時は，学校から保護者へ連絡する。
  - 体調不良で1時間保健室で休養した日は，体調の状態を顧問の先生に伝え，部活動を控える。
- 8 給食
- 衛生面に注意して給食当番等をする。
  - 給食当番は手を洗い，給食エプロンを着て12時50分までに完了するよう協力して準備をする。
  - 当番以外の生徒は教室の外で待つ。
  - 給食は，必ず班で食べる。（席を勝手に変わらない）

- 12時50分には、全員がそろって「いただきます」の挨拶を行う。
- 食べた生徒から休憩ではなく、終わりの時間まで待ち、13時10分には全員で「ごちそうさま」の挨拶を行う。給食時間終了（通常13時10分）までは、立ち歩きや室外へ出ることをせず、自分の席ですごす。
- 後片付けは、13時15分までに行う。
- 後片づけの後、給食台や教卓や床が汚れたままにせず、必ず拭いておく。
- 給食当番は、給食エプロンを着用し、衛生的に準備を行う。
- 給食の残し方については、「給食のきまり」に準ずる。

## 9 清掃

- 掃除は、お互いに協力し合い、無言でまじめに時間いっぱい取り組む。
- 校舎や校具を大切にし、すすんで環境美化に努める。
- 美化委員の放送で2分前に掃除場所へ集合し、チャイムと同時に掃除に取りかけられるように掃除場所へ移動する。
- 掃除の始めと終わりの挨拶は、元気よく大きな声でする。
- 掃除用具は大切に扱い、保管場所にきちんと整理・後片づけをする。
- 美化委員の放送で片づけを始める。
- 掃除終了後は、担当教諭から全員揃って掃除の評価を受けたり、相互評価を行ったりし、帰りの会に遅れることのないように準備する。

## 10 帰りの会（1日を振り返り、次の日の準備や確認を行う大切な会です。）

- 開始時間前には、身だしなみを整え席についておく。
- 机の縦・横を揃える。
- カバン等は、机の上に置かず、ロッカーに入れておく。
- 始めと終わりの挨拶は、元気よく大きな声でする。
- 1日の生活を反省する。（授業の振り返りと掃除の反省）
- 係は翌日の授業準備の連絡をする。
- 先生の話や委員会等の連絡等は、しっかりと傾聴姿勢で聞く（手は膝に置く）

## 11 教育相談

- 生徒・保護者は相談したいことがある場合、スクールカウンセラーを利用できる。
- 教育相談期間（1・2年生は、各学期、3年生は1・2学期及び3学期は適宜）を設け、各担任と学習・人間関係・進路等を相談することができる。

## 12 部活動

部活動に関しては、「部活動規程」に準ずる。

## 13 図書館

図書館の活用に関しては、「図書館活用のきまり」に準ずる。義務教育段階で、多くの図書と出会うことができるように読書活動を行う。

## 14 1F相談室、2F相談室

校内の各相談室の利用に関しては、「校内相談室のきまり」に準ずる。

## 15 その他

- 学校内の施設設備を破損した場合や発見した時は、職員室に届け出る。破損については、原則、実費弁償とする。場合によっては、関係機関と連携する。
- 卒業生や部外者の学校内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、事前に学校へ電話連絡を行い、来校する前に職員室に連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにもか

かわらず、校外に移動しない場合、校内の生徒の安全確保のため、関係機関と連携する。  
○ストーブやエアコン、扇風機の使用については、必ず使用上のきまりを守り、安全確保や事故防止のため、生徒が勝手に使わないようにする。

### 第3章 校外での生活に関すること

この章は、保護者責任の観点から、その指導内容も記載する。本章の内容は、学校・家庭・関係機関と連携を取り指導する。

(校外の生活)

第9条 校外での生活については、問題行動の未然防止の観点から次のことを指導する。

- アルバイトは原則として禁止する。
- 地域の活動や、ボランティア活動などは積極的に参加する。地域社会の発展に貢献できるように、地域の行事に積極的に参加する。
- 2 子どもだけで外出するときは、誰と、どこへ行き、いつ頃帰宅するのかを保護者に報告する。
- 3 夜間の外出はしない。
  - ※23時以降の夜間徘徊は、警察の補導対象となる。によってについて  
但し、警察より、「夕方以降には犯罪発生率が増加する」という注意喚起があったように、特別な場合以外は、夜間外出することなく、原則夕方までに帰宅する。
- 4 子どもだけで花火をしたり、カラオケボックス・ゲームセンター・映画館・バッティングセンターなどの娯楽施設を利用したりしない。
- 5 子どもだけで親戚以外への外泊はしない。外泊は、原則、保護者同伴で行う。
- 6 家事等の手伝いを進んで行い、勤労奉仕を心がける。
- 7 学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止とする。携帯電話については特別な事情のない限り、保護者には契約しない様に特にお願いする。保護者は、家庭でのルール作りや、フィルタリングに努め、子どもの利用状況を把握する。子どもを被害者にも加害者にもしないために、生徒本人や友人・知人の画像、固有名詞（学校・個人名）、動画のSNSへのアップをしないこととともに、ブログ・プロフ・ホームページ、ツイッターなどは原則開設させない方向で家庭と学校とで連携を図っていく。家庭・地域・学校とのネットパトロールを定期的に行い、問題行動の未然防止を行う。
- 8 水泳や水遊びに出かけるときには子どもだけで出かけることのないように指導し、海や川遊び、キャンプ、登山等を行う場合は、安全のために必ず保護者が同伴する。また、遊泳禁止区域（河川など）での水泳は行わない。必ず監視員のいるプール等で泳ぐように注意する。立入禁止区域等には立ち入らない。
- 9 旅行や映画・興業等の観覧をする時には、必ず保護者の許可を得る。
- 10 自転車等を利用する場合は、道路交通法等の法規法令を順守し、安全に運転する。
- 11 ショッピングセンター等の小売店を利用する際は、マナーを守る。

### 第4章 特別な指導に関すること

(特別な指導)

第10条 問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、特別な指導を行う。指導にあたっ



ては、発達段階や常習性を配慮する。生徒が校内及び校外で問題行動をおこした場合は、別室等で反省させ、落ち着いて学校生活を送ることができるように指導を行う。

(特別な指導の目的)

第11条 特別な指導は、生徒の発達の段階や問題行動の内容によって決めていき、家庭での反省指導と学校での反省指導等を行う。生徒に問題行動を起こした直接のきっかけや要因、周囲との関係などを整理させ以後の生活に活かすための指導・援助となるようにすることを目的とする。

(特別な指導を実施するにあたって)

第12条 特別な指導は、生徒が自ら起こした問題行動を反省させ、よりよい学校生活を送り、人格の形成を行うためのものである。この観点から、実施にあたっては、次の事項について明確にする。

2 特別な指導は、学校体制としての取り組み、事実の確認、反省（振り返り）、再発防止のための具体的な約束や展望を持たせる。またこの機会に学力の補充を行う。

3 別室での反省指導

○指導段階2以上は別室での指導(聴き取りや個別反省指導)を生徒の状況に応じて原則行う。指導段階1でも授業中の態度などに課題がある場合は、別室指導を行う場合がある。

4 方法

○別室での聴き取り

別室で聴き取りや事実確認などを行う。(授業を抜けて行う場合がある。)

○別室による個別反省指導

別室で反省や教科指導を行う。(別室の指導は、原則1日～3日以内とする。)

○教育相談と反省指導を複合した指導

スクールカウンセラーとの教育相談等と個別反省指導を並行して行う。

○特別な指導のねらいや期間、指導計画を明確にし、生徒・保護者・教職員に伝える。

○特別な指導を行うにあたっては、十分な事実確認を行い、指導記録を残し以後の指導に生かす。

○法規法令に違反する行為・いじめ、暴力行為などの問題行動を繰り返す場合は、市教委・警察・こども家庭センターなどの諸機関との連携を行う。

(生徒指導の指導段階・内容・方法)

第13条 生徒指導の指導段階・内容・方法を下記資料1の通り、明確にし、一貫性と柔軟性のある指導を行い、生徒の自己指導能力を育成する。

(規程の周知)

第14条 生徒を対象とする全校集会や、保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会、小学校3校との連携などで直接説明を行ったり、ホームページで公開したりする。

(規程の施行)

第15条 この規程は、平成24年2月1日より施行する。

	指導段階の説明	指導内容と方法	指導対象の事柄
指導段階 1	<p>ルール・マナー違反A 年度当初に示した生徒指導規程に対する違反 (すぐに直せる違反)</p> <p>指導に従わない場合は 指導段階2に移行する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実確認</li> <li>・ 口頭注意を行う。 ↓</li> <li>・ 個別指導を行う。(担任・学年担当・教科担当・部活担当・生徒指導部) ↓</li> <li>・ 保護者と連携をはかり、指導を行う。(電話連絡等)</li> <li>・ 改善が見られない場合については、最善策を検討した取組みを行う。</li> </ul>	<p>ルール・マナー違反</p> <p>【服装等】シャツ出し、ノーヘルメット、スカート長短く折り曲げ、シューズの踵踏み、腰パン、眉毛をそる等</p> <p>【時間】遅刻等</p> <p>【授業や掃除態度等】 授業妨害(私語・忘れ物等)、暴言</p> <p>【その他】不要物の所持(菓子類その他学校生活に必要なもの)、登下校のルール違反、故意ではない器物損壊、過度な身体接触やいやがらせなど心身の苦痛を相手に感じさせるもの、いじめにつながる行為など</p> <p>※携帯電話・危険物については保護者の来校要請を行う。</p>
指導段階 2	<p>ルール・マナー違反B (多少指導時間を要する重大な違反)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実確認・個別指導</li> <li>・ 保護者と連携を密にした指導を行う。(保護者連絡・保護者来校要請・家庭訪問等)</li> <li>・ 別室指導や別室での学習(他の生徒に迷惑をかけた、授業を妨げたりする場合など) ↓</li> <li>・ 改善が見られない場合については、最善策を検討した取組みを行う。</li> </ul>	<p>ルール・マナー違反(重大な違反)</p> <p>【服装等】 (髪)脱色、染髪、ピアス、剃り込み等 (制服違反)スカート短く切断 制服改造 &lt;異型&gt; ※その場で直せない制服変形等</p> <p>【いじめ】いじめに関与している場合</p> <p>【暴力行為】相手の身体を傷つける行為</p> <p>【その他】試験や授業等での不正行為、携帯電話・スマホ・インターネット・ブログ・メール・ツイッター等のSNSに関する問題行動や不正利用、性に関する問題行動、他人への誹謗中傷等</p>
指導段階 3	<p>【犯罪】 【法規法令違反】</p> <p>指導に従わない場合は 指導段階4に移行する。</p> <p style="text-align: center;">↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実確認・個別指導・特別な指導等</li> </ul> <p>【犯罪】 ●保護者来校要請、警察と連携等</p> <p>【法規法令違反】 ●保護者来校要請、警察と連携等</p>	<p>【犯罪】 万引き・窃盗、金品強要、重大な暴力行為(生徒間暴力・対教師暴力・故意の器物破損)、遺失物横領等</p> <p>【法規法令違反】 喫煙、飲酒、家出、深夜徘徊、道路交通法違反等</p> <p>【その他】他校の生徒や卒業生と濫りに関係し、自らや他の生徒の生活が脅かされる行為を行うなどした場合。</p>
指導段階 4	<p>【緊急対応】 ↓</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事実確認・個別指導・特別な指導等</li> <li>●警察通報、関係機関との連携</li> </ul>	<p>危険物所持及び使用、集団による暴行・傷害等、重大な暴力行為等</p>

ここに示していない問題行動に対しても、この4段階の指導体制に照らし合わせて指導していく。指導段階2以上については、生徒の状況によっては「特別な指導」の実施をしていく。